

「まかない付きシェアハウス（仮称）」改修設計  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

楢葉町は平成27年9月に、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示が解除され、町への帰還が開始されたものの、現在、町内居住率は避難指示前の6割程度と帰還者数は停滞しつつあり、町内事業者における町民雇用率は低迷するなど、生産人口の落ち込みが顕著である。

こうした中、当町は、特に生産人口形成に向けた移住定住促進を図るべく、以下を包括的に行うこととしている。

- ①ヒトを呼び込む力を持ったシゴトの創出
- ②柔軟に入居が可能な賃貸型住まいの確保
- ③余暇を楽しむコンテンツの充実
- ④子どもの教育環境の強化

本事業は、こうした移住定住促進の一環として、町内にある既存資産を活用（改修）し、長期お試し滞在事業における活用拠点及び滞在拠点として、「まかない付きシェアハウス（仮称）」の整備を目指すものである。

本プロポーザルは、本事業の実施にあたり、柔軟な発想や卓越した設計能力、豊かな経験等を有する者から広く技術提案を募集し、最も最適な者を受託予定者として選定するもの。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務の名称

「まかない付きシェアハウス（仮称）」改修設計業務委託

### (2) 業務内容

#### ①基本設計

町や町が進める移住定住施策関係者との意見交換を行い、その結果をふまえながら基本設計をまとめる。

#### ②実施設計

①を踏まえ、実施設計を行う。

### (3) コンセプト

別紙のとおり

### (4) 履行期間

令和3年7月(契約締結の日)～9月

(5) 委託上限額

5,112千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

(6) 発注者及び担当

福島県檜葉町政策企画課

〒979-0696

福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5番地6

電話 0240-23-6103

メール kikaku-n@town.naraha.lg.jp

(7) 全体工程

① 基本・実施設計 令和3年6月～9月

② 改修工事 令和3年10月～令和4年3月

### 3 参加要件

参加者は、公示日までに次に掲げる事項の全てを満たしていることを要件とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること
- (2) 檜葉町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月1日訓令第1号）第11条の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中でない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でない者。
- (5) 管理技術者は一級建築士であること。
- (6) 管理技術者及び主任技術者は、提出者の組織に属していること。
- (7) 管理技術者及び記載を求める主任技術者はそれぞれ1名であること。
- (8) 管理技術者が記載を求める主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (9) 管理技術者及び各担当技術者は、平成23年4月以降に同種または類似業務に携わった実績があること。
- (10) 主たる分担業務分野である建築（総合）は再委託しないこと。
- (11) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先の事業者が国または地方公共団体から指名停止または指名除外の措置を受けているまたは受けることが明らかである者でないこと。

#### 4 参加に関する制限

次に掲げるものは、本プロポーザルに参加することができないものとする。

- (1) 檜葉町「まかない付きシェアハウス（仮称）」改修設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会の委員（以下「委員」という。）
- (2) 委員及びその親族が主宰し、または役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- (3) 町職員で対象建築物の事業担当または契約担当課に所属する者

#### 5 配布資料

- (1) コンセプト
- (2) 平面図
- (3) 位置図基礎資料
  - ① 檜葉町持続的地域づくりの基盤となる移住定住促進への取組
  - ② 檜葉町まち・ひと・しごと創生総合戦略

#### 6 質疑応答

##### (1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、技術提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は一切受け付けない。

##### (2) 質問方法

- ① 質問書（様式 1）を使用すること
- ② 令和 3 年 6 月 18 日（金）17 時までに提出すること
- ③ 本要領 2(7)に掲げる担当宛に電子メールで提出すること。また、電子メールのタイトルを「【プロポーザル質問】」とすること。

##### (3) 回答方法

令和 3 年 6 月 23 日（水）以降、電子メールで各社に一斉に回答を送信する。なお、業者の指名数及び名称に関する質問には回答しない。

#### 7 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出

##### (1) 参加表明書及び企画提案書の提出

次に掲げる書類を各部数提出すること

提出書類	様式等	提出部数等
ア 参加表明書	様式 2	1 部

イ 会社概要	任意	会社パンフレット等 1 部
ウ 業務実績	様式 3	1 部 ・記載した実績を証明する資料（契約書等）を添付すること
エ 配置予定技術者調書	様式 4	1 部 ・本プロポーザルに関する保有資格を証する資料を添付すること ・雇用関係が確認できる資料（健康保険証等）を添付すること
オ 企画提案書	様式 5	1 部
カ 設計理念・概念	任意	・10 部（会社名無し） ・1 部（会社名有り）
キ 実施方針 ・基本設計から改修工事までの全体行程 ・基本設計及び実施設計にかかる経費と 予定工事費（概算額）	任意	・イ～エ全体で 10 枚以内とし、左上をホチキス止めすること ・参加者を特定できるような記載を避けること ・専門用語には注釈をつけるなど、分かりやすい表現をすること
ク 企画提案	任意	

## (2) 提出方法

### ① 受付期間

本プロポーザルの公示日から令和 3 年 7 月 6 日（火）17 時まで

### ② 提出先

本要領 2(7)に掲げる担当

### ③ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝日を除く 9 時～17 時に受付ける

## (3) その他

### ① 質疑を確認のうえ記載、提出すること

### ② 提出期限後の差し替え、再提出は認めない

### ③ 参加表明書提出後にこれを取り下げる場合は、辞退届（様式 4）を提出すること

## 9 審査方法等

### (1) 参加要件審査

- ① 提出された参加表明書等に基づき審査を行い、企画提案書等の提出を求める者として選定する。
- ② 審査結果とともにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する旨を通知する。

## (2) 企画提案審査

- ① プrezentation及びヒアリングの実施

ア 日 時 令和3年7月12日(月) PM  
イ 会 場 檜葉町役場3階大会議室

ウ 出席者 本業務に係る総括責任者他1事業者3名以内とする。

エ その他の

- ・プレゼンテーションは1事業者15分(準備時間を含む)以内とし、その後5分程度のヒアリングを行う。
- ・参加者毎の開始時間は別途通知する。
- ・提出書類以外の資料を使うことはできない。
- ・プロジェクターの使用は可能とし、使用する場合は事前に事務局へ連絡すること。プロジェクター及びスクリーンは用意するが、パソコンは持参すること。
- ・パネルの使用は認めない。

- ② 審査は、「まかない付きシェアハウス(仮称)」改修設計業務委託設計者選定委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより、以下の基準により審査を行い、最も優れた企画提案書の提出者(以下「受託予定者」という)と次順位の技術提案書の提出者(以下「次点者」という)を特定する。

ア 事業者評価(実績)  
イ 業務実施体制及び技術者の評価  
ウ 理解度、業務実施方針  
エ 特定テーマに対する企画提案  
オ プrezentation、ヒアリング

- ③ 審査結果は、審査対象者に通知する。

- ④ 審査及び評価の結果は、本プロポーザル手続き完了後に受託予定者及び次点者を町HPにて公表する。

## 10 技術提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

### (1) 提出期限を過ぎて提出した場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載及び重大な不備があった場合
- (3) 本プロポーザルの公示以後、参加者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領3に示す要件を欠くこととなった場合
- (5) 履行が困難と認められるに至った場合
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングに出席できない場合
- (7) 本業務の費用が委託上限額を超えている場合
- (8) その他、審査委員会で本プロポーザルの遂行にふさわしくない事情が認められた場合

## 11 プロポーザル実施スケジュール

(1) 公示	令和3年6月14日（月）
(2) 質問書の提出	令和3年6月18日（金）17時まで
(3) 質問書への回答	令和3年6月23日（水）
(4) 参加表明書・企画提案書の受付	令和3年7月6日（火）17時まで
(5) 参加要件審査	令和3年7月7日（水）
(6) プレゼンテーション等実施通知	令和3年7月8日（木）発送
(7) プレゼンテーション	
・企画提案審査	令和3年7月12日（月）PM
(8) 選定結果の通知	令和3年7月13日（火）発送
(9) 審査結果の公表	令和3年7月中旬
(10) 見積書の提出	令和3年7月中旬
(11) 契約締結	令和3年7月中旬

## 12 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザルで選定された業者を業務委託予定者とし、見積もり合わせを経て正式契約を交わす。契約が不調となった場合は、第二順位の業者と協議を行う。
- (4) 本プロポーザルは、「まかない付きシェアハウス（仮称）」用の土地・建物の取得について、檜葉町議会において議決された場合にのみ行うものとし、議決とならない場合には、本プロポーザルは行わないこと都市、この旨を速やかに参加表明書提出者に通知する。